

麻しん風しんの予防接種を うけましょう。

「はしかにならない。はしかにさせない。」

- はしかは、毎年、春頃に流行します。
- できるだけ“4月～6月”の間に受けましょう。
- 定期予防接種対象者は無料で受けられます。期間内にぜひ受けましょう。

麻しん（はしか）は、感染力が非常に強く、かかると、まれに急性脳炎を起こしたり、死亡したりすることがあります。

麻しんは、予防接種により発症や重症化を予防することが期待でき、大変重要です。

また、麻しんは、1回の予防接種では免疫を獲得できない方がいるため、確実に2回の予防接種を受けることが大切です。

麻しんの定期予防接種の対象年齢のお子さんは、ぜひ予防接種を受けましょう。

麻しんの定期予防接種の対象年齢
○生後12か月以上24か月未満
○小学校入学前年度の1年間



平成18年の2回接種の制度改正まで、1回しか受ける機会がなかった以下の方も、平成24年度まで対象となりました。

麻しんの定期予防接種の対象年齢
○中学1年生相当（平成24年度まで）
○高校3年生相当

どうして2回必要なの？

- その1 1回の接種で免疫を獲得できなかった子どもたちに免疫を与えます。
(1回の接種で免疫を獲得できなかった子どもたちが数%存在すると考えられます。)
- その2 1回の接種で免疫を獲得したにもかかわらず、その後の時間の経過とともにその免疫の力が弱まった子どもたちに再び刺激を与え、免疫を強固なものにします。

◆予防接種に関することは◆
町健康福祉課 ☎62-2115
へお問い合わせ下さい

○子ども手当が開始したら児童手当はどうなるの？
A 平成22年度は、児童手当は子ども手当の一部として支給されます。子ども手当と児童手当の差額分を国が負担する仕組みになっています。

○子ども手当と児童手当は別々に申請するの？
A 4月から子ども手当として申請を受け付けますので、児童手当については別々に申請する必要はありません。

別途申請する必要はありません。
○子ども手当は平成23年度以降、2万6千円満額支給されるのですか？
A 平成23年度以降の子どもの手当は、国の予算編成の中で改めて検討しますので、現時点では決定されていません。

○現在児童手当を受給していますが、子ども手当の受給者を変更できますか？
A 受給資格のある方は、家計の中心的な役割を果たしている保護者であり、収入の高い方となっております。従って、生計維持の状況が変わらない場合には、受給者の変更はできません。

のと言われています。町内の住宅用火災警報器の設置率は、平成21年9月現在で25%と、近隣市町村を下回っている状況です。

誰のためでもありません。家族と財産を自らを守るように早期の設置を心がけましょう。



子ども手当の支給が始まります 中学生までの子どもを対象に 月額13,000円を支給

手当は3回に分けて支給
4月から、次世代の社会を担う子どもの成長を社会全体で応援するために、中学生までの子どもを対象に一人につき月額1万3,000円（児童手当を含んだ額）を支給する「子ども手当」1制度が開始されます。

なお、手当は、6月、10月、2月の年3回に分けて支給される予定です。

手続きが必要な方には文書で案内いたしますので、忘れずに手続きをしてください。期限内に提出されない場合は、提出が遅れた月分の手当が受給できなくなる場合もありますので、ご注意ください。

- 手続きが必要な方
①中学2～3年生の子どもがいる保護者
②現在、所得制限により児童手当が支給されていない保護者（所得制限はなくなりません）
- 手続きが不要な方
①中学1年生の子どもがいる保護者
②小学生以下の子どもがいる保護者で、現在、児童手当が支給されている方
- ※公務員の方は、町から支給いたしませんので、職場にお問い合わせください。
- 問い合わせ先
町健康福祉課
☎62-2115



昨年の夏一小学校運動会参加者の様子

火災が多くなる季節です 火の取扱いには 十分ご注意ください

須賀川消防署鏡石分署
からお知らせします。

須賀川広域消防組合管内では、山火事に類する火災は毎年増加傾向にあります。特に、「枯草焼き・たき火等」による火災は、昨年だけでも20件発生し、出火原因別でワースト第1位になっています。

この時期は、空気が非常に乾燥しています。山火事防止のために次の項目に注意しましょう。

- ①枯草など、火災の起こりやすい危険な場所ではたき火をしない。
- ②強風時や乾燥時には、たき火や火入れをしない。
- ③たき火の場所を離れる

ときには、完全に消化すら、完全に消火し、絶対に投げ捨てをしない。

- ④タバコの吸いながら、完全に消火し、絶対に投げ捨てをしない。
- ⑤火遊びをしない。
- ⑥墓地における火気取扱いを注意する。

消防署では、住宅火災による犠牲者防止対策として、既存住宅への住宅用火災警報器の設置を推進しています。警報器は、平成23年5月31日までに設置が義務付けられており、寝室として使用する部屋、寝室のある階から避難する階段の踊り場などに設置することになります。

火災による犠牲者の約半分が建物火災によるもの